ヘルパーステーション北条　介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）
契約書別紙兼重要事項説明書（別表）

令和　７年　４月　１日現在

１．施設の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管　理　者	介護福祉士	１名（１名）	０名（０名）	１名（１名）
サービス提供責任者	介護福祉士	１名（０名）	０名（０名）	１名（０名）
訪 問 介 護 員	介護福祉士	２名（１名）	３名（０名）	６名（１名）
	介護職員初任者課程	０名（０名）	１名（０名）	

※　（　）は兼務を示す

２．利用料金

（１）基本料金

【現行相当サービス（基準型訪問サービス）】

身体介護が必要であったり、生活援助において退院直後等で、状態が変化しやすい場合など。週１回程度。	１１，７６０円
身体介護が必要であったり、生活援助において退院直後等で、状態が変化しやすい場合など。週２回程度。	２３，４９０円
身体介護が必要であったり、生活援助において退院直後等で、状態が変化しやすい場合など。週３回程度。	３７，２７０円

【緩和した基準によるサービス（緩和型訪問サービス）】

調理、掃除、買物代行などの生活援助。週１回程度。	９，４１０円
調理、掃除、買物代行などの生活援助。週２回程度。	１８，７９０円
調理、掃除、買物代行などの生活援助。週３回程度。	２９，８２０円

＊上記基本料金に対して、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に基いた金額となります。

＊事業所と同一または隣接する敷地やそれ以外の範囲で２０人以上居住できる建物に在住の方は、
介護保険負担割合証の利用者負担の割合に基いた金額分の９０／１００の金額となります。

＊事業所と同一または隣接する敷地で５０人以上居住できる建物に在住の方は、
介護保険負担割合証の利用者負担の割合に基いた金額分の８５／１００の金額となります。

＊やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て、２名で訪問した場合は、２名分の料金となります。

（２）加算料金

加算の種類	加算の内容	加算額
初回加算	＊新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護職員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合 ＊過去二月間（暦月）に、当該指定訪問介護事業所から訪問介護の提供を受けていない場合	一月につき ２，０００円
生活機能向上連携加算	①訪問または通所リハビリテ―ションを実施している事業所又は医療提供施設のリハビリテ―ション専門職・医師からの助言を受ける事のできる体制を構築、助言を受け、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成する事。リハビリ専門職・医師は、リハビリテ―ション等サービス提供の場や動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと。 ②訪問または通所リハビリテ―ションの専門職が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテ―ションを実施している医療提供施設のリハビリ専門職や医師が訪問して助言を行う場合	①一月につき １，０００円 ②一月につき ２，０００円
中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算	＊通常の事業の実施地域以外の方へサービス提供した場合	所定単位数の５％
◎介護職員等処遇改善加算Ⅰ	＊①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（介護福祉士３０％以上） ②総合的な職場環境改善による職員の定着促進が行われていること ③資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みが整備されていること ④介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等が行われていること	月の所定単位数の ２４．５％加算

＊該当する加算料金に対して、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に基いた金額となります。

（３）その他の料金

キャンセル料

利用日の当日、午前８時３０分までに連絡がなくキャンセルした場合、利用日に提供予定であったサービス利用料（１回分）の本人負担額をいただきます。

この額は、該当月の本人負担額を該当月のサービス利用予定回数で除した１回あたり額になります。

但し、利用者等の体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。